

南相馬市監査委員公表第11号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体に対する監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成29年12月25日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 今 村 裕

財政援助団体監査結果

1 監査の種類

財政援助団体監査

2 監査の対象

平成28年度中に財政援助を受けた団体等

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

(1) 所管課所

補助金等の決定は法令等に適合しているか。

補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

補助金等に関する条件の内容は明確か。

補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合・廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 団体関係

事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

会計処理上の責任体制は確立されているか。

精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

4 監査の方法

- (1) 南相馬市補助金等の交付等に関する規則及び関係補助金交付要綱に基づく関係書類を閲覧し、補助金交付申請、交付決定、実績報告及び補助金確定通知等の事務手続きが適正に行われているかどうかなどについて全補助金の書類審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。
- (2) 補助を受けた団体の中から2件を抽出して、補助金に係る出納その他の事務の執行について関係帳簿の提出を求め、補助金が補助目的及び事業計画に基づき適正に執行されているかどうか、会計経理の内容が適正であるかどうかなどについて監査を行った。

5 監査の期間 平成29年10月26日～平成29年12月22日

6 監査の結果

監査した結果は次のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で指示した。

第1．監査結果の概要

平成28年度において、市が補助金、交付金及び利子補給金等の名称で財政援助を行った内容は、総件数で1,697件、総額で3,160,643,230円であった。

このうち、1件当たりの交付額が10万円未満のものは213件(総件数に占める割合12.5%)、10万円～50万円未満のものは1,043件(同61.5%)、50万円～100万円未満のものは121件(同7.1%)、100万円～500万円未満のものは215件(同12.7%)、500万円～1,000万円未満のものは57件(同3.4%)、1,000万円以上のものは48件(同2.8%)であった。

各補助事業は、事業目的に沿っておおむね適正に執行されたと認められた。しかし、後述するように、基本的な事務取扱についての認識不足による不適切な取扱い、専決処理区分の誤りについては改善を求めるものである。これら事務処理については、書類の取扱い、補助金の基本的な知識についての理解不足が見受けられるもので、各所属長においては、職員への適切な指導を求めるものである。

第2．書類審査の結果

市は、公益上必要がある場合、補助金等の規則や要綱等の定めるところにより、補助額の範囲内で各種団体及び個人に対し補助金等を交付している。

補助金は、市の貴重な財源から支出されているものであり、効果的、効率的そして適正なものとして運用され、その公平性や透明性が確保されるものでなければならない。

そのため、所管課は、財政援助団体に対し、指導監督を適切に行うとともに、事業完了後に提出される実績報告書等について、慎重かつ十分な審査を行い、事業が計画及び交付条件に従って

実施され、本来の目的に沿った効果が上げられているか常に検証されたい。

なお、以下の指摘事項については改善を要する。

交付要綱に基づき、適正に処理すべきもの

南相馬市居住再開支援住宅清掃費補助金

＜生活環境課＞

【改善・検討を要する事項】

当該補助の一部について、補助要綱に定められた規定を超えて対象としているものが見受けられた。

当該補助は、帰還促進のために積極的に活用してもらいたいという趣旨は理解するものの、補助金交付要綱は補助金交付事務に関する基準であることから、規定は明確である必要があり、解釈を拡大して運用することは好ましくない。今後については、補助交付内容を精査の上、交付要綱を改定するなど、事務の透明性に努められたい。

地域の絆づくり支援事業補助金

＜小高区地域振興課＞

【改善・検討を要する事項】

当該補助の一部について、補助要綱に定められた基準を超えて交付決定を行っているものが見受けられた。なお、補助金決定後に事業費が変更となったことにより、実際の交付額には影響を生じなかった。

当該補助は、地域コミュニティ形成のため、積極的に活用してもらいたいという趣旨は理解するものの、補助金交付要綱は補助金交付事務に関する基準であることから、規定は明確である必要があり、解釈を拡大して運用することは好ましくない。補助金交付決定にあたっては、申請書類、事業内容について補助要綱と照らし合わせの上、適正に処理されたい。

専決処理を適正に行うべきもの

補助金交付決定に係る専決処理について、南相馬市財務規則第3条第1項の規定のとおり行われていないもの。

まちづくり活動支援事業補助金

[いのちの祭り実行委員会]

＜総務課＞

交付決定金額が500,000円であり、部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

井戸整備事業補助金

[居住申請者]

＜小高区市民福祉課＞

交付決定金額が397,000円であり、課長専決事項であるが、部長専決処理となっていた。

井戸整備事業補助金

[居住申請者]

＜小高区市民福祉課＞

交付決定金額が 1,000,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

補助金確定通知に係る専決処理について、南相馬市財務規則第 3 条第 1 項の規定のとおり行われていないもの。

南相馬市子供交流支援事業補助金

[特定非営利活動法人 南相馬こどものつばさ] <文化スポーツ課>

確定補助金額が 1,836,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

多面的機能支払交付金事業

[申請団体] 23 件 <農林整備課>

確定補助金額がそれぞれ 50 万円以上であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

帰還者生活再建支援事業補助金

[憩サロン上浦会] <小高区地域振興課>

確定補助金額が 86,000 円であり課長専決事項であるが、部長専決処理となっていた。

補助金事業計画変更に係る専決処理について、南相馬市財務規則第3条第1項の規定のとおり行われていないもの。

帰還者生活再建支援事業補助金

[特定非営利活動法人 つながっぺ南相馬] <小高区地域振興課>

変更後の補助金額が 1,302,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

帰還者生活再建支援事業補助金

[大富行政区] <小高区地域振興課>

変更後の補助金額が 611,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

補助金交付決定時、確定時に係る専決処理について、南相馬市財務規則第4条に係る運用基準のとおり行われていないもの。

七夕コンサート事業補助金

[小高区連合婦人会] <文化スポーツ課>

確定時に、確定補助金額が 1,000,000 円であり部長専決事項であるため、財政課長ほか財政係への合議が必要であるが、されていなかった。

南相馬市地域活動支援センター機能強化事業補助金

[特定非営利活動法人 サポートセンターぴあ] <社会福祉課>

確定時に、確定補助金額が 1,500,000 円であり部長専決事項であるため、財政課長ほか財政係への合議が必要であるが、されていなかった。

南相馬市地域医療提供体制整備補助金

[医院開設者] <健康づくり課>

確定時に、確定補助金額が 50,000,000 円であり部長専決事項であるため、財政課長ほか財政係への合議が必要であるが、されていなかった。

農林水産業振興事業（ふくしま園芸産地復興新生事業）補助金

[有限会社 荒井農園]

< 農政課 >

交付決定時に、交付決定額が 4,924,000 円であり部長専決事項であるため、財政課長ほか財政係への合議が必要であるが、されていなかった。

農林水産業振興事業（農業農村整備事業）補助金 金沢・北泉地区

[南相馬土地改良区]

< 農林整備課 >

確定時に、確定補助金額が 1,500,000 円であり部長専決事項であるため、財政課長ほか財政係への合議が必要であるが、されていなかった。

農林水産業振興事業（農業農村整備事業）補助金 原町東地区

[南相馬土地改良区]

< 農林整備課 >

確定時に、確定補助金額が 3,000,000 円であり部長専決事項であるため、財政課長ほか財政係への合議が必要であるが、されていなかった。

農林水産業振興事業（農業農村整備事業）補助金 原町南部地区

[南相馬土地改良区]

< 農林整備課 >

確定時に、確定補助金額が 2,500,000 円であり部長専決事項であるため、財政課長ほか財政係への合議が必要であるが、されていなかった。

農林水産業振興事業（農業農村整備事業）補助金 深野地区

[南相馬土地改良区]

< 農林整備課 >

確定時に、確定補助金額が 1,500,000 円であり部長専決事項であるため、財政課長ほか財政係への合議が必要であるが、されていなかった。

農林水産業振興事業（農業農村整備事業）補助金 馬場西地区

[南相馬土地改良区]

< 農林整備課 >

確定時に、確定補助金額が 1,500,000 円であり部長専決事項であるため、財政課長ほか財政係への合議が必要であるが、されていなかった。

相馬野馬追騎馬出場事業補助金

[小高郷騎馬会]

< 小高区産業建設課 >

交付決定時に、交付決定金額が 8,370,000 円であり副市長専決事項であるが、区役所で予算措置をしているため、地域振興課長に合議が必要であるが、されていなかった。

確定時に、確定補助金額が 8,352,000 円であり区役所専決事項であるが、区役所で予算措置をしているため、地域振興課長に合議が必要であるが、されていなかった。

県営土地改良事業償還補助金国営附帯県営土地改良事業補助金

[請戸川土地改良区]

< 小高区産業建設課 >

確定時に、確定補助金額が 34,320,806 円であり区役所専決事項であるが、区役所で予算措置をしているため、地域振興課長に合議が必要であるが、されていなかった。

伝票処理が適切でなかったもの

交付決定時において、財務規則第 48 条第 4 項の規定のとおり行われていないもの。(負担行為の整理時期が遅延していたもの)

南相馬市市民活動サポートセンター運営費補助金 [南相馬市市民活動サポートセンター]	< 総務課 >
まちづくり活動支援事業補助金 [M O A 美術館南相馬市児童作品展実行委員会]	< 総務課 >
まちづくり活動支援事業補助金 [T e a m まちなか]	< 総務課 >
地域の絆づくり支援事業補助金 [事業実施行政区] 17 件	< 総務課、小高区地域振興課 >
南相馬市女性消防隊小高区隊育成事業補助金 [南相馬市女性消防隊小高区隊]	< 危機管理課 >
南相馬市文化振興助成事業補助金 [南相馬ロックフェスティバル実行委員会]	< 文化スポーツ課 >
南相馬市子供交流支援事業補助金 [特定非営利活動法人 南相馬こどものつばさ]	< 文化スポーツ課 >
帰還者生活再建支援事業補助金 [有機農業映画祭実行委員会]	< 小高区地域振興課 >
井戸整備事業補助金 [居住申請者]	< 小高区市民福祉課 >
農林水産業振興事業(有害鳥獣被害防止総合対策事業)補助金 [申請者]	< 小高区産業建設課 >
農家民宿支援事業補助金 [農家民宿染物の会]	< 鹿島区産業建設課 >
鹿島区イベント事業補助金 [かしまみなとまつり実行委員会]	< 鹿島区産業建設課 >
沿岸漁場調査事業補助金 [相馬双葉漁業協同組合]	< 鹿島区産業建設課 >
特色ある学校づくり事業補助金 [南相馬市中学校長会]	< 学校教育課 >
特色ある学校づくり事業補助金 [南相馬市小学校長会]	< 学校教育課 >

補助金確定時において、精算が遅延していたもの。

地域の絆づくり支援事業補助金

- [事業実施行政区] 7件 < 総務課 >
特色ある学校づくり事業補助金
[南相馬市小学校長会] 2件 < 学校教育課 >

補助金事業計画変更時に、負担行為更正が遅延していたもの。

- 地域の絆づくり支援事業補助金
[事業実施行政区] 4件 < 総務課 >

伝票処理について、支出負担行為兼支出命令書で処理を行っていたもの。

- 南相馬市学校等芸術文化活動支援事業助成金
[福島県立原町高等学校] < 文化スポーツ課 >
南相馬市学校等芸術文化活動支援事業助成金
[南相馬市立原町第三中学校] < 文化スポーツ課 >
南相馬市企業立地助成金
[有限会社ワインデング福島] < 商工労政課 >

交付申請書を受理してから、交付決定までの事務処理に長期日数を要していたもの

申請書收受後、交付決定まで約1ヶ月かかっており、速やかに事務処理を行っていなかったもの。

- 帰還者生活再建支援事業補助金
[大富行政区] < 小高区地域振興課 >

補助金の交付決定に係る起案及び決裁日を遡っていたもの

補助金の交付決定に係る起案及び決裁日を約1ヶ月遡り事務処理を行っていたもの。それに伴い、負担行為が遅延していたもの。

- 帰還者生活再建支援事業補助金
[南相馬市環境美化プロジェクト] < 小高区地域振興課 >

要綱等の見直しが必要なもの

実施要領に基づき補助決定を行っているが、補助額における端数の取扱いの規定がないため、取扱いに差が生じているもの。

- 有害鳥獣被害防止総合対策事業補助金（防護柵設置事業）
[防護柵設置者] 3件 < 農政課 >

補助金等の決定について改善を求めるもの（各課共通事項）

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」としており、客観的に公益上の必要性が認められなければならない。

しかしながら、補助金等の交付決定において、補助対象額や補助決定額など、審査の過程や算出方法を記録として残していない文書が多く見受けられた。これらの原因は、所管課が、補助金交付の適否を主体的に判断する必要があるという認識がないためと考えられ、このような状況では補助金等の交付額が過大となるリスクがある。

今後、所管課においては、事業内容を主体的に審査し交付決定を行い、補助金の目的、支給対象、算出方法を明確にされたい。

第3．抽出団体監査の結果

1．南相馬市環境美化プロジェクト チームSFC

(1) 補助金等の名称

帰還者生活再建支援事業補助金

(2) 事業の概要

南相馬市小高区における地域の復興や再生のため、桜を植樹し、美しい小高の環境を創り、帰還希望者や新たな定住希望者が一人でも増えることを目的とし、桜植栽事業、植栽箇所の除草活動、イルミネーション設置等を実施した。

(3) 収支決算の状況

収 入		(単位：円)		
項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市 補 助 金	2,000,000	2,000,000	0	
自 己 資 金	199,677	41,798	157,879	
協 賛 金	150,000	0	150,000	
雑 収 入	323	0	323	
合 計	2,350,000	2,041,798	308,202	

支 出		(単位：円)		
項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
報 償 費	30,000	29,142	858	
消 耗 品 費	1,779,000	1,571,444	207,556	
食 糧 費	128,000	65,151	62,849	
印 刷 製 本 費	220,000	144,360	75,640	
修 繕 料	0	94,000	94,000	
光 熱 水 費	0	16,005	16,005	
通 信 運 搬 費	40,000	43,608	3,608	
保 険 料	31,000	3,120	27,880	
使用料及び賃借料	122,000	74,968	47,032	
合 計	2,350,000	2,041,798	308,202	

収入支出差引残額 0 円

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、下記について指摘事項とする。

事務手続について

当該補助金については、申請手続後、交付決定まで約1ヶ月を要していた。これは、別に開かれる関係会議での意見を集約後に補助決定としているためだが、当該団体においては、年度当初から事業が実施されていることから、今後においては、補助手続の早期開始と、迅速な事務手続の対応を図られるように努められたい。

経理事務等について

領収書の整備、保存はおおむね適正に実施されていたものの、一部の経費について、帳簿への記載の際、支払月を誤っているものや、領収書に宛名が記載されていないものが見受けられたことから、今後は適正な会計処理に努められたい。

2. 小高郷騎馬会

(1) 補助金等の名称

相馬野馬追騎馬出場事業補助金

(2) 事業の概要

相馬野馬追による地域振興と観光交流の促進を図るため、南相馬市小高区における相馬野馬追出場者に対し報償費を支給し、伝統無形文化行事の継承に寄与した。

(3) 収支決算の状況

収 入 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市 補 助 金	8,370,000	8,352,000	18,000	
相馬野馬追執行委員会補助金	544,000	544,000	0	
合 計	8,914,000	8,896,000	18,000	

支 出 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
騎馬出場手当	8,914,000	8,896,000	18,000	
合 計	8,914,000	8,896,000	18,000	

収入支出差引残額 0 円

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、下記について指摘事項とする。

実績報告書・収支報告書等について

補助事業が完了すると、実績報告書が提出され、履行確認、実績確認したうえで、補助金額を確定することになる。

当該補助金の支出については、相馬野馬追に出場した騎馬に対し、出場騎馬手当を支給するものであるが、事業完了として記載のあった平成28年7月29日は、対象となる騎馬数は確定したものの、手当は支給されておらず、実際には市からの補助金の支給

後に各騎馬に対し振込がされているものであった。また、収支精算書に記載されている算定根拠と振込明細の突合を行ったところ、振込額に相違が見られた。このことは、所管課においての履行確認の際、対象者名簿のみを確認し、振込明細等との突合を行っていないことが原因であり、履行確認としては不十分である。

また、収入についても、市の補助金の他に、相馬野馬追執行委員会からも補助金があるが、市の補助金に係る部分のみを確認しており、事業全体での履行確認を行っていなかった。

今後については、補助金要綱に従って適正な事務処理を行うとともに、関係団体に対し指導を行われたい。

支払事務について

補助金の請求書について、確定補助金額を記載しなければならないところ、当初交付決定額が記載された請求書の提出を受け、相手方へ訂正を求めることなく、手書きにより金額の修正を行っていた。請求書の金額については、市に修正する権限はないため、相手方に修正を求めるべきであった。

今後については、適正な会計処理に努められたい。